



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第42号 令和6年10月31日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 2 4	鳥獣保護区の存続期間を更新する件	鳥獣対策・里山 振興課
5 2 5	鳥獣保護区特別保護地区を指定する件	同
5 2 6	特定猟具使用禁止区域を指定する件	同

徳島県告示第五百二十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和六年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

鳥獣保護区 の名称		区 域		面積	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針	
中津峰鳥獣 保護区		徳島市多家良町の市道中津峯旧道線と市道多家良西・中央線との交点を起点とし、同所から同市道を南に進み最初のヘアピンカーブに至り、同所から金谷川を南西に進み砂防堰堤に至り、同所から東の谷を南に進み官行造林地の防火線を経て徳島市と勝浦郡勝浦町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み中津峰山の山頂を経て林道婆羅尾支線との交点に至り、同所から同林道を北東に約八〇〇メートル進みヘアピンカーブに至り、同所から稜線を東及び南東に進み市道中津峯西線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道中津・宮谷線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み如意輪寺第三駐車場に至り、同所から稜線を北東に進み市道中津峯・中津線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道中津峯旧道線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		一三二ヘクタール	令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで		
大神子鳥獣 保護区		徳島市新浜本町の県道徳島小松島線の勝浦浜橋北詰を起点とし、同所から勝浦川左岸を東に進み		八五〇ヘクタール	同	身近な鳥獣生息地	
				同	同	指定区分	
				同	同	指定目的	
				同	同	この区域は、市街地近郊において鳥獣の良好な生息環境を有していることから、自然とのふれあいの場を確保することを目的に鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。	

	鶴林寺鳥獣保護区	あいあいらんど鳥獣保護区
同川河口に至り、同所から大崎突端との見通し線の海上を南東に進み同所に至り、同所から大神子海岸及び小神子海岸を南に進み根井鼻の徳島市と小松島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み日峰神社を経て県道徳島小松島線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を北に進み大松川橋北詰に至り、同所から大松川左岸を北に進み多々羅川左岸との交点に至り、同所から同左岸を東に進み同川排水樋門排水ポンプ場を経て勝浦川左岸との交点に至り、同所から同左岸を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	勝浦郡勝浦町大字生名字鷺ヶ尾の県道と食勝浦線の鶴峠を起点とし、同所から勝浦郡勝浦町と阿南市との境界線を南西に進みゞ谷峠に至り、同所から通称丹生谷街道を北東に進み鶴林寺に至り、同所から県道鶴林寺線を東に進み県道と食勝浦線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	那賀郡那賀町横石の横石橋南詰を起点とし、同所から同橋を北東に進み一般国道一九五号との交点に至り、同所から同国道を東に進み大久保隧道に至り、同所から稜線 ^{りょうせん} を北東に進み四等三角点川口（標高二四三・四メートル）に至り、同所から稜線 ^{りょうせん} を北北西に約七五〇メートル進み同町吉野と同町大久保とを結ぶ里道との交点に至り、同所か
	六六ヘクタール	九〇ヘクタール
同	同	同
同	同	森林鳥獣生息地
	同	この区域は、鳥獣の生息に適した環境を有していることから、鳥獣の保護及び生物多様性の確保を図ることを目的に鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の保全を図る。

	黒滝山鳥獣保護区	日和佐大浜鳥獣保護区
ら同里道を北及び北西に進みイヤ谷を経て稜線との交点に至り、同所から同稜線を南東に約七〇〇メートル進み苔山谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み一般国道一九五号との交点に至り、同所から同国道を南に進み川口橋西詰に至り、同所から同橋を東に進み那賀川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西及び南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	那賀郡那賀町掛盤の名古ノ瀬橋を起点とし、同所から泉谷を北東に進み通称寺内谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み林道木頭名寺内線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み町道黒滝寺線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み黒滝寺に至り、同所から通称赤滝との見通し線を南西に進み同滝に至り、同所から谷を南西に進み坂州木頭川との交点に至り、同所から同川を北及び西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	海部郡美波町の町道大浜公園通り線と県道日和佐小野線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み町道国民宿舍取合線との交点に至り、同所から同町道を東及び南に進み町道大浜公園通り線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道三軒屋通り線との交点に至り、同所から同町道を西に進み日和佐グラウンド南入口に至り、同所から同グラウンドの東端にあるコンクリート塀を北に進み町道大浜公園通り線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれ
	一二五ヘクタール	二ヘクタール
	同	同
	同	身近な鳥獣生息地
	同	この区域は、市街地近郊において鳥獣の良好な生息環境を有していることから、自然とのふれあいの場を確保することを目的に鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。

大滝山鳥獣保護区	美馬市脇町字平帽子の県道美馬塩江線の相栗峠を起点とし、同所から徳島県と香川県との境界線を東に進み大滝山の標高九四六メートルの地点を経て江原県有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東及び南西に進み同市脇町字西俣名と字鞍尾との境界線の稜線との交点に至り、同所から同稜線を東に進み四等三角点四ノ水（標高八四三・三メートル）に至り、同所から稜線を南東に進み阿讃中央広域農道との交点に至り、同所から同農道を西に進み県道美馬塩江線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	た一円の区域
土釜鳥獣保護区	美馬郡つるぎ町一字一字の土釜橋西詰を起点とし、同所から町道土釜線を東及び北に進み同町一字と同町貞光との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南東に進み檜地峰の標高七八〇メートルの地点に至り、同所から西に派生する稜線を西に進み一般国道四三八号との交点に至り、同所から同国道を北に進み町道土釜線との交点に至り、同所から同町道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	七七ヘクタール
舞中島鳥獣保護区	美馬市穴吹町穴吹の穴吹橋南詰を起点とし、同所から一般国道一九二号を西に進み同市穴吹町三島字小島の吉野川南岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み四国電力送配電送電線との交点に至り、同所から同送電線を北に進み吉野川	三四三ヘクタール
	同	同
身近な鳥獣生息地	同	森林鳥獣生息地
	同	この区域は、鳥獣の生息に適した環境を有していることから、鳥獣の保護及び生物多様性の確保を図ることを目的に鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の保全を図る。
	この区域は、市街地近郊において鳥獣の良好な生息環境を有していることから、自然とのふれあいの場を確保することを目的に鳥獣保護区に指	

雲辺寺鳥獣保護区	三好市池田町の農道水谷線と県道野呂内三縄停車場線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み市道雲辺寺線との交点に至り、同所から同市道を西に進み雲辺寺へ通ずる私道との交点に至り、同所から同私道を西及び北に進み国土交通省四国地方整備局雲辺寺無線中継所へ通ずる車道との交点に至り、同所から同車道を西に進み徳島県と香川県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み二等三角点雲辺寺山（標高九一〇・七メートル）に至り、同所から稜線を南東	北岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み一般国道一九三号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域
一〇〇ヘクター	同	同
同	同	同
同	同	森林鳥獣生息地
同	この区域は、鳥獣の生息に適した環境を有していることから、鳥獣の保護及び生物多様性の確保を図ることを目的に鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。	定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。

箸蔵鳥獣保護区

吉野川上の三好市池田町と同市井川町との境界線と鮎苦谷川との交点を起点とし、同所から同川を北及び北西に進み落合谷との交点に至り、同所から同谷を北に進み同市と三好郡東みよし町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み三等三角点箸蔵（標高七一九・八メートル）に至り、同所から稜線を東及び南東に進み四等三角点城山（標高四〇一・〇メートル）に至り、同所から稜線を東に進み小川谷川との交点に至り、同所から同川を南に進み同町と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み吉野川上の同市池田町と同市井川町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

五三〇ヘクター

一〇〇ヘクター

竜ヶ岳鳥獣保護区	に進み農道水谷線との交点に至り、同所から同農道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域
三好市西祖谷山村下名の山風呂谷と松尾川との交点を起点とし、同所から同川を北西に進み境谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み同市西祖谷山村と同市井川町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み稜線との交点に至り、同所から稜線を南に進み三等三角点貝名（標高一、三三三・一メートル）に至り、同所から稜線を南西に進み腕山放牧場を経てトヤノ谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み松尾川との交点に至り、同所から同川を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	
四七〇ヘクター	
同	
同	
同	

徳島県告示第五百二十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和六年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

特別保護地区の名称		面積		存続期間		特別保護地区の保護に関する指針	
区 域		指定区分		指定目的			
中津峰鳥獣保護区特別保護地区	徳島市多家良町の市道中津・宮谷線の如意輪寺第三駐車場前を起点とし、同所から稜線を北東に進み市道中津峯・中津線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み如意輪寺仁王門に至り、同所から如意輪寺表参道を南及び南西に進み林道婆羅尾線との交点に至り、同所から同林道を南に進み如意輪寺第一駐車場に至り、同所から作業道を南に約一〇〇メートル進み歩道との交点に至り、同所から同歩道を約一〇〇メートル進み金谷川左岸との交点に至り、同所から稜線を南西に進み官行造林地の防火線との交点に至り、同所から同防火線を北に進み市道中津峯西線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道中津・宮谷線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	二二ヘクタール	令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで	身近な鳥獣生息地	この区域は、スギ及びカシ類を中心とする大径木を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の良好な生息地の確保を図る。		
大神子鳥獣保護区特別保護地区	徳島市大原町の市道籠東線の打樋川樋門橋南詰を起点とし、同所から勝浦川右岸を東に進み大崎突端に至り、同所から大神子海岸及び小神子海岸を南に進み根井鼻の徳島市と小松島市との境界線	一八六ヘクタール	同	同	この区域は、鳥類の生息に適した照葉樹林を有し、市街地近郊において良好な鳥獣の生息地を確保することから、		

	あいあいら んど鳥獣保 護区特別保 護地区		との交点に至り、同所から同境界線を西に進み芝 山山頂に至り、同所から稜線を北に進み市道大神 子本線を経て標高一三八メートルの地点に至り、 同所から稜線を北西に約五〇〇メートル進み稜線 との交点に至り、同所から同稜線を北に進み起点 に至る線で囲まれた一円の区域
黒滝山鳥獣 保護区特別 保護地区	那賀郡那賀町掛盤の名古ノ瀬橋を起点とし、同 所から泉谷川を北東に進み第二泉谷川との交点に 至り、同所から泉谷を南東に進み林道木頭名寺内 線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み 町道黒滝寺線との交点に至り、同所から同町道を 北西に進み黒滝寺に至り、同所から通称赤滝との 見通し線を南西に進み同滝に至り、同所から谷を 南西に進み坂州木頭川との交点に至り、同所から 同川を北及び西に進み起点に至る線で囲まれた一 円の区域		
	五〇ヘク タール	同	
	同		
	同	森林鳥獣生息地	
同		この区域は、鳥獣の生息に 適した岩石地及び広葉樹林を 有し、多様な鳥獣の生息に適 していることから、特別保護 地区に指定し、当該区域に生 息する鳥獣の良好な生息地の 確保を図る。	特別保護地区に指定し、当該 区域に生息する鳥獣の良好な 生息地の確保を図る。

大滝山鳥獣保護区特別保護地区	美馬市脇町字西大谷の徳島県と香川県との境界線と県道穴吹塩江線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み二等三角点大滝山（標高九四三・二メートル）から南東へ派生する稜線との交点に至り、同所から同稜線を北西に進み同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	八ヘクタール	同	同	この区域は、鳥獣の生息に適した広葉樹林を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の良好な生息地の確保を図る。
箸蔵鳥獣保護区特別保護地区	三好市池田町州津の蔵谷橋を起点とし、同所から蔵谷を北に進み三好市と三好郡東みよし町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み西谷川との交点に至り、同所から同川を南に進みＪＲ土讃線との交点に至り、同所から同線を西に進み県道観音寺池田線赤鳥居橋との交点に至り、同所から同県道を西及び北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一六〇ヘクタール	同	同	この区域は、鳥類の生息に適した広葉樹林を有し、多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥類の良好な生息地の確保を図る。
竜ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区	三好市西祖谷山村下名の山風呂谷と松尾川との交点を起点とし、同所から同川を北西に進み東沖谷との交点に至り、同所から同川を北東に約一三〇メートル進みつり橋に至り、同所から稜線を南東に進み四等三角点竜ヶ岳（標高一、一六二・九メートル）に至り、同所から稜線を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一〇〇ヘクタール	同	同	この区域は、鳥獣の生息に適した岩石地及び広葉樹林を有し、多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の良好な生息地の確保を図る。

徳島県告示第五百二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和六年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名 称	区 域	面 積	存続期間
徳島特定 猟具使用 禁止区域	徳島市北沖洲四丁目の国土交通省吉野川右岸河川管理用道路と沖洲防潮堤との交点を起点とし、同所から同防潮堤を南に進み県道徳島沖洲インター線との交点に至り、同所から同県道を東に進みマリンピア沖洲の防潮堤との交点に至り、同所から同防潮堤を右回りに進みマリンピア沖洲南進入道路の港湾管理道路との交点に至り、同所から同道路を西に進み沖洲防潮堤との交点に至り、同所から同防潮堤を南に進み新町川左岸との交点に至り、同所から津田木材団地臨海道路第二海岸橋西詰との見通し線を南東に進み同橋西詰に至り、同所から津田第一水面貯木場西側汀線を南に進み勝浦川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西に進み多々羅川排水樋門に至り、同所から多々羅川右岸を北に進み県道徳島環状線新浜南橋東詰に至り、同所から同県道を西に進み同橋西詰に至り、同所から市道多々羅川北堤上線を西に進み市道大野・山城線新川橋北詰に至り、同所から同市道を北東に進み県道徳島環状線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から県道鮎喰新浜線を西に進み県道宮倉徳島線との交点に至り、同所から市道法花谷・法花谷山線を西に進み市道配水場線との交点に至り、同所から同市道を西に進み徳島市水道局配水場に至り、同所から同配水場外周を右回りに進み法花谷配水場貯水タンクへ通じる階段との交点に至り、同所から同階段を西へ進み同貯水タンクに至り、同所から稜線を南西及び北西に進み朝宮神社に至り、同所から同神社前の水路を北に進み星河内谷川との交点に至り、同所から同川を北に約二〇〇メートル進み同川に架かる橋に至り、同所から市道寺山東線を西に進み一般国道四三八号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み園瀬橋北詰に至り、同所から眉山鳥獣保護区の境界線を左回りに進み県道神山鮎喰線との交点に至り、同所から同県道を北に進み	三、三四 〇ヘクタ ール	令和六年 十一月一 日から令 和十一年 十月三十 日まで

	上鮎喰橋東詰に至り、同所から市道鮎喰・北島田堤上線を北東に進み不動橋南詰に至り、同所から県道徳島吉野線を東に進み吉野川大橋南詰に至り、同所から県道沖ノ洲埠頭線を東に進み国土交通省吉野川右岸河川管理用道路との交点に至り、同所から同道路を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
徳島市総合動植物公園特定猟具使用禁止区域	徳島市渋野町学頭の県道八多法花線と市道渋野・八多線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み市道辻西東線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道上八万・渋野線との交点に至り、同所から同市道を北に進み緑のリサイクルセンター入口に至り、同所から市有地と民有地との境界線を北西に進み徳島市渋野町と同市上八万町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同市上八万町と同市方上町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み三等三角点上八万（標高二二九・八メートル）に至り、同所から市有地と民有地との境界線を南東に進み森神杜南側の市道森谷・原田・北ノ山線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道八多法花線（旧道）との交点に至り、同所から市道溜尻線を南に進み県道八多法花線との交点に至り、同所から同県道を南西及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	八七ヘクタール	同
しらさぎ台特定猟具使用禁止区域	徳島市上八万町上中筋の西光寺橋東詰を起点とし、同所から園瀬川右岸を南に進み花房橋南詰に至り、同所から一般国道四三八号を西及び南に進み徳島市と名東郡佐那河内村との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に約六〇〇メートル進んだ地点に至り、同所から稜線を北に約二五〇メートル進み谷との交点に至り、同所から同谷を北西に進み夫婦溜池南端に至り、同所から同池西側汀線を北に進み徳島市一宮町東丁に通じる山道との交点に至り、同所から同山道を西に進み市道宇和山一号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道東丁本線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道一宮下中筋線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	二九六ヘクタール	同
大津南特定猟具使用禁止区域	鳴門市大津町矢倉の一般国道二八号大津橋南詰を起点とし、同所から同国道を南に進み県道徳島空港線との交点に至り、同所から同県道を西に進み旧吉野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円	五三ヘクタール	同

	の区域		
小松島特定猟具使用禁止区域	徳島市大原町の大崎突端を起点とし、同所から海上自衛隊小松島航空基地北端との見通し線の海上を南東に進み同航空基地北端に至り、同所から同航空基地外周を右回りに進み県道和田島赤石線との交点に至り、同所から同県道を赤石方面に進み県道徳島小松島線との交点に至り、同所から同県道を南に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を西に進み立江川橋東詰に至り、同所から立江川右岸を南西及び南東に進み県道阿南小松島線平成橋東詰に至り、同所から同県道を西及び北東に進み立江川橋西詰に至り、同所から立江川左岸を北に進みＪＲ牟岐線との交点に至り、同所から同線を北西に進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小松島市と徳島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み根井鼻突端に至り、同所から海岸線を北に進み小神子海岸及び大神子海岸を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	一、八二〇ヘクタール	同
石井特定猟具使用禁止区域	名西郡石井町高原の県道高原石井線と旧の県道徳島鴨島線との交点（徳島バス高原停留所）を起点とし、同所から同道路を東に進み県道石井引田線との交点に至り、同所から町道高畑東七一号線を東に進み町道高川原二七号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進みＪＲ徳島線の城の内踏切南詰に至り、同所から町道重松一四号線を北に進み町道重松一五号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道大万二四号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道高原石井線との交点（光厳寺南東角）に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四四四ヘクタール	同
吉野川市街地特定猟具使用禁止区域	吉野川市山川町川田のＪＲ徳島線と市道川田一号線との交点を起点とし、同所から同市道を北に進み県道井上川田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を東に進み県道船戸山川線との交点に至り、同所から同県道を東に進み野郷神社北側の国土交通省河川管理用道路との交点に至り、同所から最も吉野川寄りの同道路を北東に進み山川バンブーパーク北東端に至り、同所から最も川田川寄りの同道路を南に進み同パーク管理棟前に至り、同所から県道船戸山川線を南に進み瀬詰橋南詰に至り、同所から吉野川堤防堤天道路を東に進みほたる	二、六九〇ヘクタール	同

	川樋門を経て吉野川市と板野郡上板町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同市と名西郡石井町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道西麻植下浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み吉野川市鴨島町山路の市道十二キ・山路田渕線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道山ノ南・四反地線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鴨島神山線との交点に至り、同所から同県道を北に進み県道西麻植下浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み県道神山川島線との交点に至り、同所から同県道を南に約一キロメートル進み市道栗村西谷・源光寺線との交点に至り、同所から同市道を北西に進みJR徳島線南側の市道源光寺・近久線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道下女ノ辻・西出目線との交点に至り、同所から同市道を西に進み吉野川市川島町と同市山川町との境界線との交点に至り、同所から市道西久保・岩戸線を西に進みJR徳島線との交点に至り、同所から同線を西に約一〇〇メートル進み県道二宮山川線との交点に至り、同所から同県道を東及び南西に進み市道古城三号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道祇園・川東線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み一般国道一九三号との交点に至り、同所から同国道を南に進み県道奥野井阿波山川停車場線との交点に至り、同所から同県道を西及び南に進み市道川東・久宗線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道井上川田線との交点に至り、同所から同県道を北西に進みJR徳島線との交点に至り、同所から同線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
穴喰・水床特定猟具使用禁止区域	海部郡海陽町穴喰浦の一般国道五五号水床トンネル南の徳島県と高知県との境界線と同国道との交点を起点とし、同所から同国道を北に進みトンネル内南側の同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東及び北に進みトンネル内北側の同国道との交点に至り、同所から同国道を北に進み町道古目甲浦線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道金目穴喰浦線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道正梶中角線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み山後二号橋に至り、同所から排水路を西に進み排水路トンネル入口に至り、同所から同排水路を南及び南西に進み海部郡海陽町日比原宇馳馬七一番地先に至り、同所から町道元越線を北に進み町道正梶馳馬線との交点に至り、同所から	七四二ヘクタール	同

	吉野特定 猟具使用 禁止区域
同町道を西及び北西に進み馳馬大橋に至り、同所から穴喰川を西に進み排水路との交点に至り、同所から同排水路を北西に進み同川との交点に至り、同所から同川を北西に進み大門堰に至り、同所から町道角坂小学校線と県道久尾穴喰浦線との交点との見通し線を北東に進み同交点に至り、同所から同県道を東に進み町道岡線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道芥附海部線との交点に至り、同所から同県道を南東及び北東に進み農道汁組一号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み汁組橋に至り、同所から同農道を北西に進み通称ドガ谷との交点に至り、同所から農道汁組一号線終点との見通し線を北東に進み同農道終点に至り、同所から同農道を南東に進み町道広岡車ノ口線との交点に至り、同所から同町道を上広岡橋方面に進み県道芥附海部線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道久尾穴喰浦線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み農道八山裏線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み排水路との交点に至り、同所から同排水路を南東に進み県道久尾穴喰浦線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道中学校線との交点に至り、同所から同町道を北に進み穴喰中学校に至り、同所から同中学校及び県民グラウンドの外周を右回りに進み町道八坂北線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道久尾穴喰浦線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み町道乳の元線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み海部郡海陽町穴喰浦字那佐三十四一番地の一に至り、同所から海岸線を西及び南に進み通称カクイシ湾の防波堤との交点に至り、同所から同防波堤を東に進み穴喰灯台に至り、同所から鹿子居島北端との見通し線の海上を南東に進み同島北端に至り、同所からワレ島との見通し線の海上を南東に進み同島に至り、同所から竹ヶ島東南端との見通し線の海上を南西に進み同島東南端に至り、同所から通称ミツとの見通し線の海上を西南西に進み同所に至り、同所から二子島との見通し線の海上を西に進み同島に至り、同所から徳島県と高知県との境界線を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	那賀郡那賀町吉野字川口の川口橋西詰を起点とし、同所から一般国道一九五号を北東に進み通称大原歩道との交点に至り、同所から那賀川左岸の北緯三三度四九分一秒東経一三四
	一七ヘク タール
	同

	中野特定 猟具使用 禁止区域	美馬市美馬町字中野の市道美馬一三号と同市と三好市との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北に進み徳島県と香川県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み四等三角点榎木（標高八五二・九メートル）を経て北緯三四度五分一〇秒東経一三四度〇分五九秒の地点に至り、同所から市道美馬一三号線の北緯三四度五分八秒東経一三四度〇分五四秒の地点との見通し線を南西に進み同地点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四五ヘクタール	同
穴吹特定 猟具使用 禁止区域	美馬市穴吹町穴吹の穴吹新橋を起点とし、同所から穴吹川を南に進み県道田方穴吹線新市場橋に至り、同所から同県道を北西に進み一般国道四九二号との交点に至り、同所から同国道を北に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	三九ヘクタール	同	
宮内特定 猟具使用 禁止区域	美馬市穴吹町口山の県道端山調子野線と一般国道四九二号との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み恋人洞門手前の稜線との交点に至り、同所から同稜線を北西に進み四等三角点梅ノ窪（標高三六七・九メートル）に至り、同所から稜線を北に進み静山荘に至り、同所から稜線を北に進み県道端山調子野線竹鼻橋に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一一〇ヘクタール	同	
加茂特定 猟具使用 禁止区域	三好郡東みよし町加茂の町道加茂農免線と一般国道一九二号との交点を起点とし、同所から同国道を東に進み町道加茂中庄線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み加茂谷橋に至り、同所から加茂谷川を北に進み三好郡東みよし町と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み県道出口太刀野線角の浦大橋との交点に至り、同所から同県道を南に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道三加茂東祖谷山線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道加茂農免線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四三〇ヘクタール	同	

菅生蔭特定猟具使用禁止区域	三好市東祖谷菅生の市道釜ヶ谷菅生線菅生橋を起点とし、同所から同市道を南西に進み菅生谷川との交点に至り、同所から同川を北西に進み祖谷川との交点に至り、同所から同川を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四八ヘクタール	同
---------------	---	---------	---

二1 禁止に係る特定猟具の種類

くくりわな

2 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名 称	区 域	面 積	存続期間
撫養特定 猟具使用 禁止区域	鳴門市撫養町南浜の市道南浜黒崎線とJR鳴門線との交点を起点とし、同所から同線を西に進み木津第二踏切に至り、同所から谷を北及び北西に進み標高一三〇メートルの地点に至り、同所から宮崎基礎建設株式会社の門との見通し線を北西に進み同門に至り、同所からNTTドコモ四国黒崎無線中継所電波塔との見通し線を北に進み同電波塔に至り、同所から稜線 ^{りょうせん} を西に進み一般国道一号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み県道鳴門公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道瀬戸撫養線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道南浜黒崎線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四〇〇ヘクタール	令和六年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで